○厚生労働省告示第四百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月九日　　厚生労働大臣　長妻　昭

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
ムトウ健康保険組合	スクロール健康保険組合	平成二十一年十月一日
エイデングループ健康保険組合	ヒディオンＥＡＳＴ健康保険組合	平成二十一年十月一日
品川白煉瓦健康保険組合	品川リフラクトリーズ健康保険組合	平成二十一年十月一日
デオデオ健康保険組合	ヒディオンＷＥＳＴ健康保険組合	平成二十一年十月一日

○厚生労働省告示第四百四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月九日　　厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
ベルシステム24健康保険組合	主たる事務所	東京都豊島区南池袋三丁目十八番三十六号	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十四番七号	平成二十一年八月一日
新日本製鐵健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区大手町二丁目六番三号	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号	平成二十一年八月十七日
澁澤健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目十三番十六号	東京都江東区永代二丁目三十七番二十五号	平成二十一年八月二十四日
井筒屋健康保険組合	主たる事務所	福岡県北九州市小倉北区船場町一番一号	福岡県北九州市小倉北区京町三丁目一番一号	平成二十一年九月二日
日本金属工業健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区西新宿二丁目一番一号	愛知県碧南市浜町一番地	平成二十一年九月二十四日
神鋼商事健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市西区土佐堀一丁目三番七号	大阪府大阪市中央区北浜二丁目六番十八号	平成二十一年九月二十四日
大末建設健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目二番十一号	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目五番二十八号	平成二十一年九月二十四日
田辺三菱製薬健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区道修町一丁目二番六号	大阪府大阪市中央区平野町二丁目六番六号	平成二十一年十月一日
エディオンＷＥＳＴ健康保険組合	主たる事務所	広島県廿日市市木材港南八番二十二号	大阪府大阪市北区堂島一丁目五番十七号	平成二十一年十月一日

○経済産業省告示第三百号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十一年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月九日　　経済産業大臣　直嶋　正行

平成21～25年度石油備蓄目標

1　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、別表第1に掲げる年度ごとに同表の石油の備蓄の数量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第2に掲げる年度ごとに同表の石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げるとおりとする。

2　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設の容量は、石油にあっては、別表第1に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第2に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとする。

別表第1

年度（平成）	石油の備蓄の数量（単位　千キロリットル）		新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量（単位　千キロリットル）
21	民間備蓄	29,546	—
	国家備蓄	50,851	
22	民間備蓄	28,044	—
	国家備蓄	50,851	
23	民間備蓄	27,193	—
	国家備蓄	50,851	
24	民間備蓄	25,567	—
	国家備蓄	50,851	
25	民間備蓄	24,363	—
	国家備蓄	50,851	

備考　石油の備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油（製品換算）及び国家備蓄石油（原油換算）の数量である。

別表第2

年度（平成）	石油ガスの備蓄の数量（単位　千トン）		新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量（単位　千トン）
21	民間備蓄	1,605	—
	国家備蓄	650	
22	民間備蓄	1,572	—
	国家備蓄	650	
23	民間備蓄	1,594	—
	国家備蓄	650	
24	民間備蓄	1,614	850
	国家備蓄	650	
25	民間備蓄	1,617	—
	国家備蓄	848	

備考　石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油ガス及び国家備蓄石油ガスの数量である。
新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量の欄に掲げる数量は、国家石油ガス備蓄基地の建設完了予定年度における容量を記載している。